

見附市告示第 1 3 5 号

見附市中山間地域等直接支払交付金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 7 年 1 0 月 3 日

見附市長 稲 田 亮

見附市中山間地域等直接支払交付金交付要綱の一部を改正する要綱

見附市中山間地域等直接支払交付金交付要綱（令和 2 年見附市告示第 7 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 4 号中「全ての」を削り、「緩傾斜農用地」の次に「（勾配 1 / 1 0 0 以上 1 / 2 0 未満の田又は勾配 8 度以上 1 5 度未満の畑、草地及び採草放牧地）」を加える。

第 4 条の表農業生産活動の項中「荒廃地の発生防止活動」を「耕作放棄の防止等の活動」に、同表多面的機能を増進する活動の項中「周辺林地の管理、景観作物の作付、体験農園、魚類の保護」を「国土保全機能を高める取組、保健休養機能を高める取組、自然生態系の保全に資する取組のうち、1 つ以上を実施」に改め、同表中「

集落協定広域化 加算	他の集落内の対象農用地を含めて協定を締結して、当該協定に基づく活動において主導的な役割を担う人材を確保した上で、取組を行う場合に加算
---------------	--

」を「

ネットワーク化 加算	複数の集落協定間でのネットワーク化、統合等を行った上で、主導的な役割を担う人材の確保と農業生産活動等の継続のための活動を行う場合に加算
スマート農業加 算	スマート農業による作業の省力化・効率化を図る取組を行う場合に加算

」に改め、生産性向上加算の項を削る。

別表 2 加算単価の表中「

集落協定広域化加算	3, 0 0 0 円
-----------	------------

」を「

ネットワーク 化加算	5 ha以下	1 0, 0 0 0 円
	5 ha超、1 0 ha 以下	4, 0 0 0 円
	1 0 ha超、4 0 ha以下	1, 0 0 0 円
スマート農業加算		5, 0 0 0 円

」に改め、生産性向上加算の項を削り、同表備考中「集落協定広域化加算、」を「ネットワーク化加算の上限額は、年度あたり 1 0 0 万円、スマート農業加算及び」に改め、「及び生産性向上加算」を削る。

第 1 号様式（別紙）、第 2 号様式（別紙）及び第 4 号様式（別紙）中「

加 算 措 置 分	超急傾斜農地保全管理 加算		6	
	棚田地域振興活動加算		10	
	集落協定広域化加算		3	
	集落機能強化加算		3	
	生産性向上加算		3	
	合計（C）			

」を「

加 算 措 置 分	超急傾斜農地保全管理加 算		6	
	棚田地域振興活動加算		10	
	ネットワ ーク化加 算	5ha 以下	10	
		5ha 超 10ha 以下	4	
		10ha 超 40ha 以下	1	
	スマート農業加算		5	
	集落機能強化加算		3	
	合計（C）			

」に改める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の見附市中山間地域等直接支払交付金交付要綱の規定は、令和7年4月1日から適用する。